

中国最新法律 Newsletter

Vol.24



Contents

1

製造物責任

中国における品質安全管理体制構築義務について



2

新法紹介

- 1 「民間経済の発展と成長の促進に関する意見」
- 2 「外商投資環境の更なる最適化と外商投資の促進の強化に関する意見」
- 3 「モバイルインターネットアプリケーションの届出作業の実施に関する通達」
- 4 「中華人民共和国刑法修正案（十二）」（草案）



3

中国からの風便り

商魂逞しい中国ベンチャー



中国における品質安全管理体制構築義務について



弁護士法人大江橋法律事務所

高橋 史

PROFILE

I. 初めに

医薬品、化粧品、医療機器、食品などの一部の製品について、先行して、販売承認を取得した上市許可保有者、生産企業等の品質安全管理体制構築義務を定める法令の制定が行われているが、2023年4月4日に、工業製品についても、メーカー及び販売事業者の品質安全管理責任（品質責任者の設置等）を定めた『工業製品生産企業品質安全主体责任実務監督管理規定』及び『工業製品販売企業品質安全主体责任実務監督管理規定』が制定、施行された（2023年5月5日施行）。

この新法については、中国に進出した日系現地製造会社、販売会社で適用を受ける会社もあると思われることから、紹介していきたい。

II. 工業製品生産企業品質安全主体责任実務監督管理規定

先に述べた通り、2023年4月4日に、工業製品について、製造者の品質安全管理責任体制構築義務を定めた法令が制定された（以下、工業製品生産企業品質安全主体责任実務監督管理規定を「製造企業管理規定」という。2023年4月4日公布、同年5月5日施行）。

概要は以下の通りである。

1. 対象となる製品・対象企業

工業製品の定義については、「工業化された工程を経て加工、製作され、販売される製品」とされ、通常の製造型企業が製造する製品はこれに該当するであろう（なお、食品、医薬品、特殊設備及び特別法管理の製品は含まない。）。

但し、すべての製造企業に適用されるのではなく、適用対象となる企業は、中国国内で、以下の工業製品を製造している製造企業と定義されている。

- ① 工業製品生産許可証管理を実施している工業製品
- ② 強制性製品認証管理（CCC）を実施している工業製品
- ③ その他の人身の健康・生命・財産安全に関わる強制性国家基準のある工業製品

工業製品生産許可証については、工業製品生産許可証

管理条例、同実施細則等により管理されており、対象製品については目録が公開されている。このため、対象となる企業か否かを判断するにあたっては目録の対象か否かを確認すればよいことになる。強制性製品認証対象の製品についても同様である。

今回のポイントは、「人身の健康・生命・財産安全に関わる強制性国家基準」のある工業製品が対象に入ったことである。中国においても、かなり多くの数の強制性国家基準が制定されており、強制性国家基準のある製品の種類、数は少なくない。このため、対象となる会社の範囲も相応に広くなり、現地法人側で十分な確認が必要であろう。

2. 主たる責任者の品質管理体制構築義務

管理規定は、適用対象となる製造企業が負う基本的な義務として、製造企業の主たる責任者（法定代表人者、法定代表人者から授権を受けた者又は実質的支配者）は、当該企業における品質安全業務に全面的に責任を負い、製品品質安全体制の構築及び実施に責任を負うとした上で、製品品質安全とは、工業製品の製造企業が、その製品が強制性国家標準の要求に合致し、かつ、人身の健康・生命・財産の安全に不合理な危険が存在しないことを保証すべきことを指すと定義している。この定義は、製品品質法における品質責任の定義とほぼ合致するが、製造企業において、法定代表人者等の主たる責任者がその製品の品質安全業務の全面的、最終的責任を負うこと、安全管理体制の構築義務があることを明確化したのである。

3. 安全責任者制度

製造企業管理規定は、品質安全責任者¹（安全総監：当該企業の管理層の中で、製品品質安全業務に責任を負う管理者を指す）及び品質安全担当者（当該企業において、製品品質安全過程のコントロールに責任を負う検査人を指す）の配置義務を定めた。

対象企業のうち、①工業製品生産許可証管理を実施している工業製品の製造企業、②強制性製品認証管理

¹ 安全総監、品質安全担当者の就任要件については、具体的な学歴、職歴条件は付されていないが、工業製品の品質安全に関連する法律法規、強制性国家基準及び当該組織の品質管理制度に習熟し、その業務責任にふさわしい専門的な教育の背景、業務経

験、専門知識、技能等を有していなければならないとされる。

(CCC)を実施している工業製品の製造企業、及び、③その他の人身の健康・生命・財産安全に関わる強制性国家基準のある工業製品を製造している『大中規模』の製造企業は、品質安全担当者に加えて、品質安全責任者（安全総監）及び品質安全担当者を配置しなければならないとされる。

この大中規模の企業の要件については、以下の通りである。

大型製造企業	就業人員1000人以上又は売上高4億円以上の組織
中型製造企業	就業人員300人から1000人以下又は売上高2000万元以上4億円以下

但し、地方の市場監督管理部門が、地方の実情に合わせて指導してよいとされているため、上記と異なる水準の企業にも安全総監の設置が求められる可能性もあり、注意が必要である。

なお、対象となる製品を製造している小規模企業（就業人員299人まで又は売上高2000万元未満）についても、製造企業管理規定は適用される。品質安全責任者（安全総監）の設置義務はないが、品質安全担当者を設置し、規定に従った品質安全管理体制の構築は必要とされるため、注意されたい。

4. 品質安全責任者（安全総監）、品質安全担当者の職務

品質安全責任者（安全総監）は以下の職務を実行しなければならないとされる。

- (1) 企業が工業製品の品質安全に関連する法令が規定する義務、基準要求を厳格に実施するよう組織すること
- (2) 企業の品質管理制度を策定し、職位に応じた品質安全規範、品質安全責任、評価方法を確立し、その実施を監督・推進すること
- (3) 品質安全担当者が職務を遂行するよう指導し、企業の品質安全責任制の実施状況を検査すること
- (4) 工業製品の品質安全リスク予防・管理対策を策定し、定期的な品質安全自己点検を実施し、リスク分析と評価を行い、品質安全状況を評価し、本部門の主要な責任者に対して品質安全業務の状況を報告し、改善策を提案し、品質安全の拒否権を行使し、対処策を講じ、品質安全の危険性を排除すること
- (5) 品質安全事故対応計画を策定し、緊急事態演習を実施し、品質安全事故が発生した場合には、即時に対策を講じて事故の拡大を防ぐこと。
- (6) 従業員に対する品質安全教育、訓練、評価を組織す

ること

- (7) 市場監督管理部門の監督検査、不良品回収、事故調査、品質安全追跡などの業務を受け入れ、協力し、検査で発見された問題を積極的に改善実施すること

また、品質安全担当者は、以下の職務を負うべきものとされている。

- (1) 従業員が職位ごとの品質安全規範を遵守するよう指導すること
- (2) 原材料の仕入れチェック、生産プロセス管理、製品の出荷検査などの制度の実施状況を検査すること
- (3) 不合格品の制御を実施し、従業員が品質問題を効果的に是正し、適時に品質安全総監に報告するよう指導すること
- (4) 製品品質安全の記録を管理し、要件に従って関連資料を保存すること。
- (5) 市場監督管理部門の監督検査、不良品回収、事故調査、品質安全追跡などの業務を受け入れ、関連する資料を誠実に提供すること。

5. 管理体制

また、管理体制に関しては、以下が求められている。

- (1) 品質安全責任者、品質安全担当者の職責等を定める社内の規則（細則）をそれぞれ制定すること
- (2) 重大な製品品質安全措置の決定前に、品質安全責任者、品質安全担当者の意見を聴取すること
- (3) 工業製品品質安全リスク管理リストを作成し、日次、週次、月次の検査を行い、各報告を作成・保存すること
- (4) 製造企業の主たる責任者は、少なくとも月に一度品質安全責任者の業務状況報告を聴取し、リスク管理・問題に対する対応等について結論を出し、翌月の重点業務の手配等を行い、会議記録を作成して保存すること
- (5) 品質安全責任者、品質安全担当者に対する訓練、試験を行い、その実施状況の記録を作成して保存すること
- (6) その他製造企業管理規定に規定される事項

また、行政による品質安全責任者、品質安全担当者を対象とするサンプリング試験も実施されることが規定され、試験に合格しなかった場合には、製造企業は改善措置を講じなければならないとされる。

6. 製品安全責任者、製品安全担当者による意見表明とリコール義務

製品安全責任者、製品安全担当者は、安全に関わる欠陥を発見した時、生産許可証、強制性認証証の失効を発見した場合には、製造・販売の停止等の必要な措置を提

案し、製造企業は分析、改善措置等を実施しなければならない。欠陥が存在することを発見した場合は、関連規定に従って、製造企業はリコールしなければならないとされた。このリコールの関連細則については、別途制定されるのかは不明であり、消費品リコール規定を準用する可能性もあり、今後どのような手続で実施されていくのかについては留意が必要と思われる。

7. 罰則

罰則については、製造企業が、規定に従って品質安全管理制度を実施せず又は品質安全責任者、品質安全担当者を配置、訓練、試験を行わず、若しくは制度に従った品質安全責任を実施しない場合には、改善命令、警告を行い、改善を拒否する場合には5000-50000元の罰金に処する（法令に別段の規定がある場合には、別段の規定による）。

III. 工業製品販売企業品質安全主体责任実務監督管理規定

前記した工業製品生産企業管理規定と同時に、工業製品の販売企業についても、品質安全主体责任実務監督管理規定が公布、施行された（以下「販売企業管理規定」とう。2023年4月4日公布、同年5月5日施行。）

その適用対象、当該規定によって製造者に義務付けられる事項は以下の通りである。

1. 販売企業管理規定の対象製品・対象企業

対象製品（工業製品）は、製造企業管理規定と同様に、工業化された工程を経て加工、製作され、販売される製品（食品、医薬品、特殊設備及び特別法管理の製品を含まない。）と定義され、多くの製品が該当しうる。

そして、適用対象となる企業は、中国国内で、以下の製品を販売（卸売、小売）している販売企業と定義されている。

- ①工業製品生産許可証管理を実施している工業製品
- ②強制性製品認証管理（CCC）を実施している工業製品
- ③その他の人身の健康・生命・財産安全に関わる強制性国家基準のある工業製品

販売企業の場合、複数メーカーの様々な商品を取り扱うことが考えられ、自社が取り扱う製品について、工業製品生産許可管理、CCC認証管理の目録に該当する製品か否かの確認に加え、『人身の健康・生命・財産安全に関わる強制性国家基準のある工業製品』に該当するののか否かも製造元に確認する必要があるということになる。

2. 主たる責任者の品質管理体制構築義務

販売企業管理規定は、販売企業が負う基本的な義務と

して、主たる責任者（法定代表者、法定代表者から授権を受けた者又は実質的支配者）は、当該企業における品質安全業務に全面的に責任を負い、製品品質安全体制の構築及び実施に責任を負うとした上で、製品品質安全とは、その製品が強制性国家標準の要求に合致し、かつ、人身の健康・生命・財産の安全に不合理な危険が存在しないことを保証すべきことを指すと定義している。この定義は、製品品質法における品質責任の定義とほぼ合致するが、販売企業においても、法定代表者等の主たる責任者が取り扱う製品の品質安全業務の全面的、最終的責任を負うこと、安全管理体制の構築義務があることを明確化したのである。

3. 安全責任者制度

販売企業管理規定は、品質安全責任者（安全総監：当該企業の管理層の中で、製品品質安全業務に責任を負う管理者を指す）及び品質安全担当者（当該企業において、製品品質安全過程のコントロールに責任を負う検査人を指す）の配置義務を定めた。

対象企業のうち、①工業製品生産許可証管理を実施している工業製品の販売企業、②強制性製品認証管理（CCC）を実施している工業製品の販売企業、及び、③その他の人身の健康・生命・財産安全に関わる強制性国家基準のある工業製品を販売している『大中規模』の製造企業は、品質安全担当者に加えて、品質安全責任者（安全総監）及び品質安全担当者を配置しなければならないとされる。小規模の企業は、品質安全担当者を配置しなければならないとされる。

この大中規模の企業の要件については、大型販売企業は、就業人員200人以上又は売上高4億元以上の卸売企業及び組織を指し、就業人員300人以上又は売上高2億元以上の小売企業を指し、中型販売企業は、就業人員20人以上200人以下又は売上高5000万元以上4億元以下の卸売企業及び就業人員50人以上300人以下又は売上高500万元以上2億元以下の小売企業を指すとされる（但し、地方の市場監督管理部門が、地方の実情に合わせて指導してよいとされているため、上記と異なる水準の企業にも安全総監の設置が求められる可能性もある。）

4. 管理体制

管理体制に関しては、製造企業管理規定と同様に、品質安全責任者、品質安全担当者の職責等を定める細則の制定、な重大な製品品質安全措置の決定前に、品質安全責任者、品質安全担当者の意見を聴取すること、工業製品品質安全リスク管理リストを作成し、日次、週次、月次の検査を行い、各報告を作成・保存すること、主たる責任者による少なくとも月に一度品質安全責任者の業務

状況報告の聴取、リスク管理・問題に対する対応等について検討、翌月の重点業務の手配等を行い、会議記録の作成保存、品質安全責任者、品質安全担当者に対する訓練、試験（その実施状況の記録を作成して保存すること）等を定めた。

また、販売企業についても、行政による品質安全責任者、品質安全担当者を対象とするサンプリング試験も実施されることが規定され、試験に合格しなかった場合には、販売企業は改善措置を講じなければならないとされる。

なお、リコールについては、販売企業は、製造企業のリコールに協力する義務は定められたが、販売企業自身でのリコール実施義務までは定められなかった。

5. 罰則

罰則については、製造企業が、規定に従って品質安全管理制度を実施せず又は品質安全責任者、品質安全担当者を配置、訓練、試験を行わず、若しくは制度に従った品質安全責任を実施しない場合には、改善命令、警告を行い、改善を拒否する場合には5000-50000元の罰金に処する（法令に別段の規定がある場合には、別段の規定による）

IV. 最後に

品質責任法及び関連法規の改正は、中国政府が目指す製造2025に宣言された各種製品の品質安全体制構築の方針に沿ったものであり、製造者、販売者の責任が強化される方向性については今後も維持され、今年、来年にかけて、関連法規や地方条例等の制定により行政執行・サンプリング試験等も実施されていくと考えられる。

なかでも、ポイントであるのは、社内の職務分掌規則類、品質安全管理にかかわる規則・マニュアル類、品質安全責任者や品質安全担当者等に対する社内研修・考課、日報・週報・月報や安全関連の社内会議の議事録、品質安全責任者、品質安全責任者からの意見聴取、改善報告等の記録化、保存をまずきちんとしておくこと（行政の検査の時に提出できるようにしておくこと）であろう。中国において製品の製造、販売を行う企業においては、現地での行政検査動向も十分留意し、準備を進めていく必要があるものと思われる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ✉メールアドレス：info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

新法紹介

- 1 「民間経済の発展と成長の促進に関する意見」
- 2 「外商投資環境の更なる最適化と外商投資の促進の強化に関する意見」
- 3 「モバイルインターネットアプリケーションの届出作業の実施に関する通達」
- 4 「中華人民共和国刑法修正案（十二）」（草案）

1. 民間経済の発展と成長の促進に関する意見

中国共産党中央委員会、国務院は2023年7月19日に、「民間経済の発展と成長の促進に関する意見」を公布し、同日付で施行した。同意見は、8つの側面から計31項目の措置を打ち出し、主に以下の面を中心に重要な課題を提示している。民間経済の発展に向けた環境の最適化を持続し、特に市場参入の障壁を引き続きなくすことを目標としている。そして、各行政部門が届出、登録、年度ごとの検査、個別の認定等の形で参入の障壁を設置し、又はその形を変えて同様の障壁を設置してはならず、行政部門への届出、許可、申請、その他の行政サービスに関する前提条件と承認基準を整理しルール化するものとする。また公正かつ公平な競争政策や制度を徹底し、公平な競争を経ずに事業主に対して独占的経営権を付与してはならないものとし、行政権力の濫用による競争の排除・制限を防止するため、独占禁止法の執行を強化する旨を定めている。更に融資支援の政策や制度を整備し、条件を満たす民間中小企業による債券市場での融資活動をサポートすることとしている。その他、所有権に関する強制的措置の運用の最適化、財産に対する不合理な仮差押等措置の回避、民間企業の職員による業務上横領、流用、贈収賄等の腐敗行為への取締りの強化、関連する司法解釈の制定や知的財産権の保護体系の改善等を定める。

URL : https://www.gov.cn/zhengce/202307/content_6893055.htm

（中国共産党中央委員会、国務院2023年7月19日公布・施行）

2. 外商投資環境の更なる最適化と外商投資の促進の強化に関する意見

国務院は2023年8月13日に、「外資投資環境の更なる最適化と外資投資の促進の強化に関する意見」を公布、同日付で施行し、6つの方面から計24の条項で意見を打ち出し、外資活用のレベルを引き上げること、外商投資企業の内国民待遇を保障すること、外商投資に対する保護を持続的に強化すること、投資運営の利便性をアップさせること、財政・税政策上のサポートを強化すること等を明確にした。

同意見では、①生物医薬、先端技術に基づく製造、デジタル経済等の分野で外資誘致に力を注ぐこと、②国内のインターネットVPN業務（外資の持分比率が50%を超えてはならない）や情報サービス業務（アプリケーションストアに限定される）等の付加

価値電信業務を開放する試験的地域を追加すること、③政府調達法の改正作業を加速的に進めること、④国際取引紛争の対応体制と特許権侵害紛争の行政審判制度の完備、⑤データ越境移転安全評価、個人情報保護認証、個人情報越境移転標準契約届出制度の実施において、北京・天津・上海及び粵港澳大湾区（グレートベイエリア）等において自由な移転が認められる一般データのリストを試験的に検討し作成することが主な内容になるとされている。

URL : https://www.gov.cn/zhengce/content/202308/content_6898048.htm

（国務院2023年8月13日公布・施行）

3. モバイルインターネットアプリケーションの届出作業の実施に関する通達

工業及び情報化部は、2023年8月4日にホームページで「モバイルインターネットアプリケーションの届出作業の実施に関する通達」を公布し、同日付で施行した。本通達では、主に以下の内容が定められた。まず工業及び情報化部はインターネットアプリケーションの届出作業を実施し、中国域内においてインターネット情報サービスを提供するアプリケーションの販売元に対して行政機関への届出を求めており、届出をせずにサービスを提供してはならないことが明確にされた。アプリの販売元が使っているドメイン名やIPアドレス等のインターネットリソースは、「インターネットドメイン名管理弁法」、「インターネットIPアドレス届出管理弁法」等の要求に合致することが求められた。またインターネットの接続サービスを提供する者とアプリ配布サービスを提供するプラットフォームの運営者は、アプリを通じてインターネット情報サービスを提供する組織又は個人に対してユーザーの身分やインターネットリソース等の情報を検証し、かかる情報に誤りがあることを知った若しくは知るべきだった場合であっても、当該提供元のために履行手続を代行してはならないものとされた。

URL : https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfbt/art/2023/art_920db564162e4312916a01bed6540ad8.html

（工業及び情報化部2023年8月4日公布・施行）

4. 「中華人民共和國刑法修正案（十二）」（草案）

「中華人民共和國刑法修正案（十二）」（草案）は、2023年7月25日に、第14期全人代常務委員会第4回会議にて審議され、同年7月26日から8月24日までに全人代のHPにて公開され、同草案に関するパブリックコメントが行われている。同草案では、現行刑法における7つの条文について修正されており、反腐敗を重点分野として贈賄に関連する犯罪への取締りを強化し、特に民間企業の職員による腐敗への罪名を追加している。同草案では、贈賄罪の刑事責任追及の基準と刑罰のレベルについて収賄罪の規定と同じように調整し、且つ複数回の贈賄、複数の人に対する贈賄、国の職員による収賄等6つの状況について、より重い規定に従って処罰することが明確にされた。更に、組織による収賄と組織に対する贈賄と

いう犯罪行為に対する取締まりを強化するよう調整した。他には、国有会社又は企業の役員を規制対象とする同類営業不法経営罪（第165条）、親族・友人のための不法営利罪（第166条）、私利目的による国有資産低価格株式換算、売却罪（第169条）の適用範囲を民間企業の同様の役員に広げるように調整した。

URL :

<http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?id=ff80818188c8b06b0189903f85c802a3>

（全人代常務委員会2023年7月26日公布）

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebash.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

商魂逞しい中国ベンチャー

弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

8月半ばまで日本に一時帰国していましたが、日本で目にする中国関連のニュースといえば、中国経済の停滞を示すような統計数値や、中国の大手不動産会社の経営難に関する報道が多かったように思います。他方で、上海で日々生活をしていると、一昔前ほどの勢いはないものの中国企業の逞しさを感じることもあります。今回はそのエピソードの一つをご紹介します。

先日、中国人の知り合いと食事をした際、彼の勤務する会社が中国国内のベンチャー企業向け株式市場に上場したという話を聞きました。

中国の株式市場は、大きくは中国本土の上海、深圳市場、香港市場に分かれ、ベンチャー企業の上場が想定されている市場としては、いわゆる「新三板」が有名で上海、深圳に加えて2021年から北京にも株式取引所が開設されています。

知り合いの会社は、10年ほど前に設立された中国のベンチャー企業で、教育とテクノロジーを掛け合わせたいわゆるエドテック企業です。同社は、数年前までは中国国内で過熱気味だった就学前後の子供達への親の教育ブームに乗って、子供向けに様々な教育関連のアプリやプログラム等を開発し、順調に売り上げを伸ばしていました。しかし、一昨年、中国では民間の塾や教育関連企業に対する非常に厳しい規制が発表されました。その主な内容は、子供が学校で勉強する主要五科目やその周辺学習分野について、民間企業が講師を雇用して有償指導を行うことを禁止し、ま

たインターネットを通じた教育コンテンツを配信する企業も政府機関の審査許可制とし、その許可を受けるには厳格な条件を満たすことを要求するものでした。その結果、多くの大手塾や教育関連企業が事業撤退を余儀なくされました。当時、その知り合いと話した際は、社内でも大量リストラが始まってしまい、従業員の数も半分程度になったと話していたので、私は詳細を知らないながらも中国でベンチャー企業が生き残るのは難しいなと思ったものでした。

ところが、そこは商魂逞しい中国ベンチャー、知り合いの会社は、教育事業の規制分野での事業を諦める一方で、昔から儲からない業務として誰も参入しなかったニッチな事業分野に参入し、そこに持ち前のテクノロジーを持ち込んで新たなビジネスを始めたのです。その結果、競争相手のいない新規事業で売上を伸ばし、会社の純利益は数億人民元にもなったというのです。しかも会社の従業員数はわずか100名ほどというから驚きです。

中国のベンチャー企業は5年単位で生き残る企業は殆どないと言われており、上記で紹介した会社の将来も順風満帆とはいえませんが、事業を諦めざるを得ない突然の規制に直面しながらも、直ぐに自社の強みを活かして他の分野に参入して復活を遂げようとする強さと逞しさには頭が下がるばかりです。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：info_china@ohebash.com[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。